

第32期川崎市青少年問題協議会

第8回起草専門委員会

日 時 令和6年4月23日(火) 14時00分～16時00分

会 場 川崎市役所本庁舎13階 1301会議室

出席者

(1) 委員 5名

工藤委員、香山委員、柴田委員(オブザーバー)、館委員、前川委員、山川委員

(2) 傍聴者

なし

(3) 事務局

大原担当課長、上原担当係長、植村職員

配布資料

資料1 第32期川崎市青少年問題協議会 協議スケジュール(案)

資料2 第32期意見具申書(案)

参考資料1 第31期意見具申書

参考資料2 意見具申書の執筆内容案と執筆希望者

1 開会

- ・事務局挨拶
- ・配布資料確認
- ・会議公開についての説明
- ・会議成立について説明

2 議 事

意見具申書（案）の作成について

執筆箇所について、第1章から順に執筆者から説明し、全員で確認を行った。

事務局：（第1章第1節及び第2節の修正箇所及び図表の追加について説明。特に意見なし）

館委員： 次の第3節は、マトリックス分析の話になります。以前、事務局でまとめたいただいた若者の行政参加の促進に向けた取り組みのマトリックス表と民間団体が実施する取り組みのマトリックス表の2つを載せた上で、3つの視点で記載しています。第1項は、ロジャー・ハート「参画のはしご」における、一番はしごの段が低いところである、①や②の取組が不足していることに対する課題の話。第2項は、逆に段階が高いところの取組が不足していることに対する課題の話。第3項は大人を対象とした事業は両方のマトリックス表を踏まえて、比較的世代が上の取組が不足している話でまとめております。

さらにもう一つ、第4項「事業の橋渡し役の不在」を追加しました。このマトリックスを見る上でポイントとなってくるのが、斜めで見たときの解釈だと思っているので、もともとの章構成にはなかったのですが、新たに第4項を追加しました。

まず、第1項の段階が低い取組の不足は、入り口の取組が少ないということは、結局、大人も子どももそうですが、社会参加のハードルが少し上がってしまうのではないかとこのところを指摘した内容になっています。できるだけ気軽に参加できるという段が少ない取組をきっかけに徐々に上がっていくのが自然だろうというところで、昔はそのきっかけが、地域のお祭りや、地域コミュニティの中で結構つくられていたと思うのですが、そこが今不足しているのではないかとこのところを指摘を第1項では書いています。

第2項の高い取組の不足は、⑦や⑧の部分であり、これは現状の課題そのものを表しているといえます。どうしても、子どもがメインで参加するという、我々が目指している究極のゴールが現状達成できていないということを指摘しています。ポイントとしては、現状がそうであるとの分析に加え、子どもたち青少年は、大人のパートナーとして尊重する文化を育む必要があるということが、後半の分野ごとの分析や最終的な提言につながっていくところになっています。

第3項の大人の取組が少ないというところは、結局、大人自身がお互い大人

同士で活動を発展させていく、巻き込んでいくという大人同士のつながりや関係性の構築への意識の低さの表れだということを指摘しています。

最後、第4項の事業の橋渡し役の不在は、市内で様々な取り組みがありますが、それらは全て点でしかなく、有機的につながるような場面が少ないであろうというところではあります。そのため、活動そのものは点であっていいと思いますが、似たような活動で、例えばはしごを一つずつ上っていきけるような、よく似た取組があれば、そこを行政でうまく橋渡ししていくことで、参加者も自然とレベルアップでき、取り組んでいる団体や行政の取組も自然とはしごを上っていくということを書いています。第4項に関しては、マトリックス分析から考えられる一つの提言に近いと思っているので、例えば第4章に持っていか、またはマトリックス分析として第3節に収めたほうがいいのかも含めて、確認させていただければと思います。

工藤委員長： 行政側との市民団体側の取組がこのマトリックス表で視覚化されたというのは分かりやすいと思います。

第4項に関しては、館委員のほうから、第4章の提言に回したほうがいいかもしれないという御相談もありましたので、そのあたりも併せて皆様のほうから何か御意見ありますでしょうか。

前川委員： 第3節を見て面白いと思ったのが、第1節の段階が低い取組の不足は、新しい捉え返しだと思っている、というのも様々な団体で青少年を巻き込んだ取組をするときに、自分からこれは操り参加ですとか、お飾り参加ですという取組はないと思います。まず経験することによって、社会参加のハードルが下がっていくロジックだと思うので、恐らく行政も民間も、自分では私はお飾り参加ですとは口が裂けても言えないところを、そう言っても大丈夫だと言っていて、今まで参加していない青少年たちはむしろそこから参加すればいいという論が発想の捉え返しで、面白いなと思っていました。

館先生がおっしゃったこの第4節の事業の橋渡し役の不在については、第1章の第3節からいきなり提言めいたことだと、全体として浮いてしまうかなという気がするのですが、橋渡し役の存在が行政に関わるのか、これが地域なのか、その存在によっては第4章の第3節、もしくは第4節に移すのが一番いいと思いました。

工藤委員長： 非常に視点としていい捉え方だと私もそう思って、感心していました。第1章第4節は第4章のほうでもいいとの御意見もありました。その他でどうでしょう。

柴田オブザーバー： マトリックス表から導き出されるいろんな分析、とても面白いと思いました。先ほど前川委員がおっしゃっていたように、参画のはしごの段階の低い事業の少なさは、入門編のような事業をより充実させる

提言につながっていくと思います。もう一つ、小中高大と年齢を重ねるごとに参画のはしごが高くなっているということで、中高生、大学生といった段階の若者が、例えば小学校の子どもを巻き込んでサポートしていく共同事業みたいなものが新たに生み出せないかという提言はここで例として示しておいて、改めて最後の第4章のところでまた同じことを言ってもいいので、提言としてまとめるという方向性に持っていくのがいいのかなというふうに思いました。

館委員： イメージが湧きました。その方向で加筆、修正したいと思いますが、事務局にお願いしたいことがあります。マトリックス表の矢印は、小学生から大人になるまでの間に徐々に階段を上っていくイメージがあります。ただ、市民団体も行政も主催者の思いや考えに基づき、いろんな切り口、取組をしているので、簡単には橋渡しできないと思っています。事務局にはこの左下から右上に自然と流れていけるような事業の例を探してもらいたいです。場所はフリーでいいと思います。できるだけ似通っているテーマ、かつ、同じような切り口の事業が並べられるなら、それを例えば行政がうまくあっせんして、このイベントで満足できない子どもたち、次はここでチャレンジしてみようというようないい文句と同時に橋渡ししていくイメージを持ったので、それをお願いしたいと思いました。

事務局： 館先生の階段を上っていくイメージという話については、子ども会の活動にとっても近いと思いました。ただ、館委員が仰っているのは、この階段を上っていくイメージを、単一の団体だけではなく、いろんな団体が行う取組の中でステップアップしていくような事例があるかを調べる、という意味ですかね。

館委員： そうです。昔は全員参加していたから、自然とできていたことで、子ども会も低学年から高学年までいたので、一つの団体の中で完結できていました。しかし、今は子ども会もPTAも、任意が前提という話になってくるので、全員参加という前提が崩れてしまうと、それぞれ団体がターゲットとしている世代をうまくつないでいくという必要が出てくると思います。やっていることだけを見せると見つけにくくなるので、共通項をくり出せる事業はないかと思います。例えば子ども未来局の青少年支援室で展開している事業だったら、根本には青少年に共通する何かを持っているのではないのでしょうか。

事務局： 例えば、成人式、二十歳を祝うつどいや青少年フェスティバルというイベントをやっていて、そこに高校生や大学生、あるいは新成人を迎える子たちがボランティアという形で入ってもらっていて、そういう子たちの元をたどっていくと、子どもの頃からの活動が今につながっているということでしょうか。

館委員： まさにそのイメージです。主体的に自分たちで考えて取り組むというその姿勢を例えば青少年フェスティバルに高校生が参加し、ワンランクアップして次に二

十歳を祝うつどいの実行委員会のような規模もスケールアップしたものにも青少年が主導して参加しています、というイメージです。

前川委員： 例えば行政の施策ではないかもしれないけれど、わくわくプラザやこども文化センターでやっている子ども会議は、参加の度合いとしてはあまり高くないと思います。もちろん積極的に参加はしているだろうけれど、運営に参加しながら、最終的には青少年フェスティバルのように、自分たちが中心に運営していくみたいなものにたどり着いていくストーリーが3、4個あるといいですね

工藤委員長： そういう意味では、小中高大まで併せて、それぞれ社会参加のきっかけから点を線、面に広げていくイメージと、それをシステム化するような方向性での提言という表現で館先生に書いてもらえればと思います。

館委員： 点をうまくつなげるモデルケースを事務局に提示してもらえたらと思います。

事務局： 具体的にここへ行ったらこういう経験が積めるから、次はここに行きやすくなるよねというのを、事業の性質を見ながら、階段を上るように線でつなげていくという意味ですかね。

館委員： そうです。はしごを上りながら、なおかつ世代も上がっていきながらということですね。マトリックス表でいうと右上に向かっていくという。

香山委員： 既に館委員の中に俯瞰的に捉える立場にある行政という方向性が示されているような気もするので、結局は第4章の前川委員が担当している第4節の第1、2項で、行政への期待という形で提言の一つとしてまとめられると落ち着くと思います。包括的、継続的仕掛けなので、むしろ行政側が我々に期待として、より包括的な姿勢でとか、それから、その各世代をつないでいくという意味で、青少年に限らず成人まで含めて、昔の青少年、今の青少年という形でつないでいくという視点で期待したいということ、意見具申書として、市長さんに見ていただくというのは意味があるような気がします。

館委員： そうですね。書き方として行政に着目しているので、第4章の行政における社会参加の促進に向けた仕掛けというところにうまく組み込めないかという御意見だと思いますが、私も組み込むなら第4章第4節の第1項か第2項かなと思っていたのでどういふふうにもまとめるかも含めて、考えていきたいと思っています。

工藤委員長： ありがとうございます。まず、第1章第4節はこんな感じで示しておいて、それを具体的に行政への提言という形で第4章の第4節に持っていくという方向性でよろしいですかね。

事務局： 館委員に確認ですが、いろんな取組がある中でマトリックス表のような上がり方がある例をお示しするというところでよろしいですか。

館委員： そうです。この事業とこの事業をうまく橋渡しできると、自然とロジャー・ハートのはしごが上っていけるという組み合わせが知りたいです。

工藤委員長： ではここまで、第1章のところはこの方向性でよろしいですか。それでは、第2章に入っていきます。家庭から見た課題から順にお願いします。

館委員： 第2章第1節は家庭から見た課題ということで、全体的な趣旨は端的に言うと、最初のリード文の下3行です。「前期（第31期）においても提言があったように、青少年の社会参加の促進のためには保護者自身の社会参加の姿勢が改めて問われているということです」と、全てはここです。幾ら大人や保護者が子どもたちに社会参加をさせたいと思って何かやってみたらというふうに言ったところで、大人や保護者が本当にそれを大事に思っているか、楽しんでやると思っているかどうかを、子どもたちは見透かしています。そのため、この節では、子どもたちに対して言及しているわけではなくて、あくまで大人の姿勢について全て言及している課題になります。

特に第1項に関しては、昨今のPTAや子ども会のような、任意団体に対して不参加に揺れている社会を言及しています。第2項は、任意団体なので選ぶのは個人の意思であり、そこに対してほかの人がとやかく言う話ではないですが、そういう選択をしたがために子どもたちにどんな影響があるのかに言及しています。ここは、結局、大人自身の消極的な姿勢というのは子どもたちにも当然伝わりますし、幾ら子どもがこういうのに参加しようよと言ったところで、親自身が参加していなければ、子どもたちの社会への参加意欲を削ぐことにつながると書いています。第3項は少し視点が変わっていて、そういう大人の姿勢をよく観察する子どもがいる一方で、大人の姿勢は気にせず、子ども自ら積極的に関わろうとする子もいるところを記載しています。ただ、積極的に参加したいというふうに思っているのに、保護者や大人が参加の意欲を削ぐようなことをしているケースもあることを書いていて、それが例えば、何か参加しようと思っても、子どもの用事を二の次にするというような親も一定数いますし、あと自由にやらせたほうがいいところにあえてブレーキをかけるような発言をする大人も一定数いるところを課題として挙げています。

この課題については、子どもの権利というところです。川崎市も10年以上前から子どもの権利に関する条例がありますが、その理解の重要性について、特に7つの条文の中で一つ挙げられるのは、自分で決める権利だと思います。自己決定が全ての条文に対して共通のバックボーンになってくるとと思いますので、ここについての理解というところですね。保護者の無理解、大人の無理解をいかにして解決する必要があるのかというところをここでは触れています。

工藤委員長： ありがとうございます。PTAをはじめ、昔よりは大分任意だというのは表面化、オープン化され、選択肢があるといえはる。ただ、その影響が子どもにも出てきていて、最後でいうと、子どもの自分で決定する権利を尊重するというのを理解していない親も少しはいるかもしれないということですね。その与える影響というのも課題ではないかと解釈しましたが、皆様のほうからいかがでしょうか。

香山委員： 館委員のこの辺の記述は、私が後で触れるバックボーンにもなっているので、気にして見させていただいておりました。私は去年の今頃、ある区のPTA協議会の話し合いに出たのですが、保護者も分かっているけれども、経済的なことや、数年前ではコロナのこと、それから災害のこと、仕事がうまくいかないとか、いろんなストレスを抱えて、そこまで余裕がない、自信がないというような本音がありました。今、100%自分の子どもたちに胸を張れない親けれども、今、一生懸命その中で生きている自分たちが胸を張ってやり続けていこう、そういう背中を見せて、いずれ子どもたちが、保護者のことを決して悪者ではなくて、一生懸命やろうとしたけれど、子どものためにこれができなかった、あれがということを感じながら生きているという会議が何回かあったので、私が執筆した箇所は、保護者を擁護した書き方になっています。

館委員： そうですね。

香山委員： そういうニュアンスが、あってもいいかという気があったのですがどうでしょうか。

館委員： ありがとうございます。私は、改めて思うと、書き足りなかったことに気が付きました。家庭の事情も含めて、いろんな大人、保護者がいるのは私も理解しています。しかしその中で、活動そのものが負担だと思われる家庭や保護者がいるのもまた事実だと思います。

今は例えば子ども会、PTA、町会もそうですが、1個1個の組織に入るか入らないかという二者択一になってしまっていると思っていて、そういった選択せざるを得ない状況が私は課題だと思っています。PTAは、例えば一定の会費を払って活動する団体がほとんどですが、例えばそこに経済的な事情を抱えた方が簡単に入れますかという、やはり難しいという話になると思います。

入るか入らないかではなく、例えば経済的な事情で入れませんという御家庭がいたときに、その選択の代わりになる代替の選択肢が提示されていないということのほうが問題だと思っています。保護者の思いとして、何かしら子どものために、地域のために貢献したいというふうに思う大人は一定数いるはずなので、その受皿として、例えば、会費を取らない地域教育会議みたいところで活動しますというような選択肢をうまく提示して、選んでもらうような取組につながれば、その忌避感の一つの解決にもなり、様々な事情を抱えた御家庭や保護者

の事情を酌むような提言にもなると思うので、そこを加筆したいと思います。

香山委員： ありがとうございます。

工藤委員長： ありがとうございます。否定的な面だけではなく、分かっているけれどもできずにいるというところの心情や状況を加筆するなり、館先生の表現の中で少し加えていただくような感じでということの御提案だったかなと思います。その他はいかがでしょうか。

前川委員： 第1節第3項の保護者の子ども権利の意識の醸成のところの3段落目の「川崎市においては」のところで、この条例は子どもが自分自身の意志で～とありますが、これは自分で決める権利にフォーカスしていると思いますが、この書きぶりだと「安全に生きる」とか「ありのままにいる」ことを選ばないことも子どもが選択してしまうような気がします。条例的にはそうではなくて、全ての子どもは「安全に生きる」し「ありのままにいる」権利があるよということ、子どもがそれを選択できる次元の話ではないような気がしていて、むしろ主眼にあるのは自己決定権かなという気がしていて、各個別の条文の権利を受容できるかできないかの選択ではないような気がするので、そのあたりのニュアンスだけ、変えたほうが良いと思いました。

館委員： ありがとうございます。ここら辺の表現は直してみたいと思います。解釈の話で、難しいと思いますが、前提条件として、例えば安心して生きられる権利のようなものが、本人の意志と関係なく絶対的に守られるべきものだという土台というのは、私も全然否定していないですし、それは絶対そうあるべきだと思います。その上で、子どもたちの意志を尊重するというところ、2階建て構造みたいなイメージで私もいるので、そこは表現をもう少し考えてみたいと思います。

前川委員： 条文でいえば、「子どもの権利に関する条例」の第14条が自分で決める権利で、この第14条第2節の「自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられる」や、第3節の「自分に関することを決めるために必要な情報が得られる」ということを館委員も言いたいのではないかという気がしているので、むしろ条文を引用する形で表現されるとより分かりやすいと思いました。

館委員： 分かりました。ありがとうございます。

工藤委員長： では次の第2章第2節に移ります。学校から見た課題を山川先生からお願いします。

山川委員： 第1項については、川崎市のコミュニティ・スクールが平成18年度からということだったので、ここに「川崎市においては、」という言葉を加筆していま

す。第2項については、香山先生のほうで、子どもたちと向き合える時間が欠如しているのは、いろんなことが入ってきているからだよねというお声があったので、2段落目のところに加筆をしました。第3項については、柴田先生から部活動の地域移行のお話があったので、そのことを3段落目に少し書き加えています。第4項については、キャリア在り方生き方教育とか共生・教育プログラムがかわさき教育プランのどこに位置づけられているのかというようなお声があったので、米印で書き加えてみたのと、研修を受ける側の意識という言葉が工藤先生のほうからあったので、そのことを最後に付け加えました。

工藤委員長： ありがとうございます。初校を踏まえて、助言があったところを加筆していただいたということですね。第1項でいうと、川崎市のコミュニティ・スクールがいつからということと、第2項でいうと、向き合える時間の欠如の原因について付け加えていただきました。第3項は、部活動の地域移行についてという、特に中高生がどうしても部活が忙しくなってくる点に合わせて、移行の件も補足していただきました。第4項は、カリキュラム等の川崎市としての位置づけと、研修への教員側の意識というところを付け加えていただいたということになっております。以上を踏まえ、皆様から何かありますか。

柴田オブザーバー： 山川先生、加筆していただき、ありがとうございました。事実確認で伺います。第1項の最後の段落で地域教育会議のことが記載されていますが、地域教育会議と学校運営協議会とのすみ分けが今、川崎市で課題になっているという認識でよろしいでしょうか。

山川委員： そのように私は捉えていました。学校運営協議会を設置することがわかっている、地域教育会議や学校教育推進会議があって、なかなか移行していけないという話と、地域教育会議や学校教育推進会議は似ているため、すみ分けをするにはどうしたらいいのかという話は聞いたことがあります。

館委員： その点、PTAも同じような話がありまして、学校運営協議会や学校教育推進会議を前身としたコミュニティ・スクールと、文科省が提唱する地域学校協働活動、これを川崎市だと地域教育会議が担うということが方針としては決まっています、この2つ、いわゆるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動、川崎市の場合、地域学校協働本部という言い方をしていますが、この2つの区別ができていない。コミュニティ・スクールや学校運営協議会に関しては、学校主導で学校の教育目標等を地域の方に説明し、承認をもらうというプロセスを恐らく提起している話だと思いますが、一方で、地域教育会議、文科省でいうところの地域学校協働活動に関しては、主体はあくまでも地域なので、学校も巻き込みながら子どもたちの教育を考えてサポートしていく団体だという理解でいます。

ただ、これは国もそうですが、コミュニティ・スクールの話ばかりするので、PTAもコミュニティ・スクールをやるという認識になっています。しかし、あ

くまでコミュニティ・スクールは学校が主体でやる話なので、PTAが主体でやるのは地域学校協働活動、川崎市でいうところの地域教育会議だと、社会教育法で定められているので、より性質的に近いのはこっちだと思います。地域学校協働活動と地域教育会議のすみ分けというか、認識をしっかりと整理していただく必要があるのかなと私は思っています。

柴田オブザーバー：　そうですね。学校運営協議会、コミュニティ・スクールの制度と地域学校協働活動の一体的推進が今、国を挙げての大きな政策課題になっています。川崎市の場合は、それをすみ分けをするのではなく、川崎市も一体的推進として、協働関係を学校教育部と社会教育部のほうを持っていくという方向なのかなというふうに——川崎市の詳しい状況は分かりませんが、多分そういう方向なのかなと思います。でも、学校側から見たらこういうふうに見えるのかなとも思ったので、実質関係がどうなのかを確認していただきたいなと思いました。

この部分は現場で、先ほど館委員がおっしゃったように、PTAの方や地域教育会議の方がよく読まれる部分なのかなと思いましたので、教育委員会事務局等へ確認いただければと思いました。

山川委員：　教育政策室が主になっているので、そちらに確認します。

工藤委員長：　ありがとうございます。

事務局：　事務局でも、原稿がある程度整ったところで、関係各局に情報は回そうと思っていますので、そこで事務局からも事実確認も行っていこうと思います。

柴田オブザーバー：　はい、承知しました。

工藤委員長：　個人的には課題が明確になっているのですが、国・市・学校は混在化し、すみ分けられていないことが課題であり、もしくは、一体化していきたい方向性はあるけれども、ベン図のようにどこが重なって、どこが役割分担かが不明確なところが課題だと思いました。この課題をうまく提言することは可能でしょうか。

館委員：　できると思いますが、一体的推進はあくまでも最終ゴールだと思っていて、そこに至る上で、学校主体のコミュニティ・スクールと地域主体の地域教育会議、国でいう地域学校協働本部という2つの歯車がうまくかみ合うことで一体的推進を目指していきたいという趣旨かと思っています。

今の課題は、一体的推進という言葉が先に出ていて、コミュニティ・スクールも地域学校協働本部もとにかく一体だというやり方で進めても、そもそも主体が違うので、一足飛びにいきなりタッグを組んで、いきなりやれますということに

恐らくならないと思っています。そこが混乱の要因でもあり、工藤委員長が言われたように、しっかりベン図なりで整理できれば、もっと伝わりやすくなると思っています。ただ文科省のページを見ても、この2つの図はとても似ていて、似ているがゆえに、何が違うのかが全く分からないということも課題だと思います。

柴田オブザーバー： コミュニティ・スクールは学校運営のマネジメントの制度として、実際に稼働している自治体もありますが、いわゆる協議をする、熟議をする、学校経営のマネジメントについての制度化されたものであり、地域学校協働活動は、川崎市でいうと地域教育会議がやっているような、いわゆる地域と学校協働の本部事業です。そこにPTAがどう位置づくかということ、PTAは、保護者と教員の総意を学校運営協議会に伝えるという意味では、保護者の総意を伝える大きな位置づけにあります。なかなか実態と理想の概念図の整合性が取れないというのが課題だと私も思っています。

舘委員： どうしても人間は、自分が所属しているコミュニティーを軸に考えがちなので、学校は学校でコミュニティ・スクール、地域は地域で地協という枠組みが既に存在している中で、一体的取組と言われても、なかなかぴんとはこないですね。

柴田オブザーバー： そうですね。コミュニティ・スクールで協議されているいろいろな課題を地域で実現化していく本部があるのが一体的推進の理想形ですが、なかなかうまくいっていないというのが実態なのかなと。そういう地域が多いということですかね。

工藤委員長： ありがとうございます。このあたりがポイントになってきそうですね。この辺はまた、山川先生に確認をしていただく部分と整理、もしくはこういう点が課題だということを整理していただくかと思えます。
あとは皆さんよろしいですか。学校から見た課題を第1、2、3、4項まで読んできましたが、一旦次に進めたいと思います。では、第3節の地域から見た課題を香山先生お願いいたします。

香山委員： よろしくお願ひします。前回見ていただいた形に沿って、多少の文言修正はしていますが、大きく構成や項目は変更していません。前回もお話したので、このぐらいにしておきます。御意見があったらお願いいたします。

工藤委員長： いかがでしょうか。前回のところ、大前提は一緒に、少し修正が加えられたということでしたが。

香山委員： 先ほどお話ししたように、舘委員の担当されたロジャー・ハートのあたりも根拠にさせていただきながら進めております。第3項のあたりでございます。

工藤委員長： ありがとうございます。この辺が、前回の御指摘等々があったところを修正されたということですよね。

香山委員 はい。

工藤委員長： では、第4節、行政への課題を前川委員お願いいたします。

前川委員： 行政への課題ですが、第1項は変更していません。第2、3項は行政への課題として記すのでいいかという話をしています。コミュニティー施策の関係で、市民文化局の施策、それから、特に第2項の最後の段落、「川崎市においては」というところでは、「川崎市市民活動支援指針」なる文書を事務局のほうから御紹介いただきまして、いわゆる川崎市の中で市民活動をどう支援していくかという指針が書かれている文章でした。市民活動をしている私は1度も読んだことがありませんが、ここには、いわゆる中間支援団体を主なターゲットとした支援の在り方を書いています。

そのためどちらかというと、川崎市が市民活動を支援するときは、ある特定の団体を直接的に支援するのではなく、それを取りまとめている中間支援の団体を支援することで、そこからさらに個別具体的な団体に支援を届けるという形になっています。例えばNPO認定のための伴走支援等が書かれていました。ただ、ここからもう一步進める必要があるのではないか、やはり中間支援にそもそも入らない団体もあるのではないかということを書いています。

第3項についても、最後の段落で、支援の指針に基づく活動拠点の施策はありませんが、これから有機的に、今あるようなものを使っていくことが課題ではないかということで、加筆をさせていただいております。以上です。

工藤委員長： ありがとうございます。第1項はそのままということで、第2項のボランティアのサポーター育成のところ、「川崎市市民活動支援指針」を基に、川崎市はもう既にやっていますよ、さらにもう一步踏み込んでいくというあたりのところが一つ。第3項のところは、活動拠点の不足・維持の中で、これも上記の指針も生かしながらというところが加わったということですかね。

前川委員： はい。

工藤委員長： ありがとうございます。皆さん、いかがでしょうか。大前提、前回の意見具申書に付け加えていただいているところなので、このままのこの方向性でということよろしいですかね。ありがとうございます。

では、第3章、実際に社会参加に関わる青少年と活動を支える大人たちの関わり方ということで、この辺は視察のところですが、どうでしょう。視察先を選定した理由と第2節等々は変えていなければ、第3節の平間小学校は縮さ

んになりますか。それ以外で、変更があれば、1個1個見たほうがいいのかと思いますけれども。

事務局： 第1節の事務局執筆部分については、特段何も変えておりません。

工藤委員長： ありがとうございます。では、ここはそのままといきたいと思いますが、よろしいですか。第2節の高津総合型スポーツクラブSELFは変更ありますか。

前川委員： 加筆を少ししています。「このように」という最後の段落を少し書き足しています。前回コメントで、SELFの事業がそもそも学校を場として行われているということをもう少し強調をというお話でしたので、本文中にも入っていましたが、最後のまとめのところでももう一度強調して、こういう団体が、学校と社会教育の行き来をしていますよということを書かせていただきました。

工藤委員長： ありがとうございます。大前提、学校との連携の中で開催しているというのを強調して加えていただいたということです。皆、御指摘が前回あったところを修正していただいたということです。
では、次に第3節の平間小学校のところですか。これは館委員ですかね。

館委員： ここは視察に行ったときの話なので、そのまま書いているつもりではあります。第1項の青少年の社会参加、地域との関わりというところですね。まず書いているのは、平間小学校の方針です。教育目標を変えましたという話に一言触れて、平間小ではSDGsを中心としたプログラムになっているという話と、その活動を通じた地域の方との関わりについて、説明しています。

見直していて修正しようと思っただけなのですが、最後の1行「一方で、教員は負担が増えており、働き方改革との兼ね合いが難しいという課題もあります」という一文だけ浮いていて、確かにコメントとしてこういう話も一言もありましたが、ここでこの働き方改革の話に触れてしまうと、その話の組立てと違う話が当然ここに出てきてしまうので、この一文は削除するつもりでおります。何かコメントがありましたら、後ほどよろしくお願ひいたします。

第2項が活動を支える大人の関わりということで、まず触れているのが、小学校6年間という時間で、先生、先輩、後輩と基本的に長期間にわたって同じ関係性が保てる環境だと思っただけなのですが、そういった環境の中でロジャー・ハートのはしごを順番に上っていきながらの好事例だと紹介にしています。低学年はどうしてもはしごの下の方のところから入ってきますが、そこで高学年との触れ合い、関わり合いを通して徐々に徐々に上りながらはしごをステップアップしていくというところを説明しています。

大人の関わりという意味からすると真ん中の「活動を支える大人たちは、初めは子どもたちの活動に対して消極的であったものの、徐々に『自分たちのため、街のため』という意識に変わってきました」というところが、今回、平間小の平

間プライドの活動を通して、関りが変化してきていることに対しても触れています。まさに参画のはしごを体現した本当にいい事例だったと思いますし、そういった形でまとめてみました。いかがでしょうか。

工藤委員長： ありがとうございます。まず、好事例だということが第2項ですね。ステップを踏んで長期間でやられているというところ。第1項の最後の「一方で、教員は負担が増えており、働き方改革との兼ね合いが難しい」というところは、削除したほうがいいかなと御本人はおっしゃっていました。この辺も併せて、皆さん、御意見ありますか。

舘委員： ここで触れても、結局、どこかで課題に対して方向性を示しているわけではないので、書かないほうがいいのかと思っています。

前川委員： 第1項は青少年の社会参加や地域の話で、主人公はどちらかという子どもの課題なので、もし書くとしたら、第2項の活動を支える大人の関わり大人の課題として書くとは思いますが舘さんがなくてもとおっしゃるなら削除してもいいかと思っています。

舘委員： ありがとうございます。

工藤委員長： もし書くとしたら第2項だというお話でした。なくても支障がなければカットしてもいいという反応ですが、よろしいですか。

舘委員： ここは特に先生たちの課題に言及する章ではなく、関わりについて事例を通して説明するという理解でいるので、やはりこの課題は消したいと思います。

工藤委員長： では、ここは削除するという方向で、お願いします。次に第4節を山川委員お願いします。

山川委員： 3段落目、「さらには」から後、安心感につながっているというところを加えています。加えた部分はそこだけです。

工藤委員長： ありがとうございます。安心感のところ、前回の指摘の中で出ていたところを付け加えていただきました。ほかに問題がなければ次に行きます。では、第5節金程小のところはいかがでしょうか。

前川委員： 第1項は加筆、修正はしていません。第2項は5段落目、「さらに」という部分でどんど焼きの話が抜けていたので、加筆しています。そこを加筆したため、最後の段落の「このように」の部分も少し増やして、いわゆるコミュニティ・スクール委員が地域行事の主体者でもあり、なおかつ学校教育にも関わってい

る、学校教育、社会教育の行き来がある人たちを介在して両方に行っているということをより強調して書きました。

工藤委員長： ありがとうございます。ここも、どんど焼きの具体例が加わり、それに対して、学校側と地域との行き来が重要であるということも付け加えていただきました。次に第6節、高津高校をお願いします。

山川委員： 第1項の最後の部分に高校生が生き生き活動しているが、横展開していく必要があるという意見と、高校生のときに頑張っている、その活動を踏まえて大学生になったときに何か継続できるものがあるといいなという意見があったので、そのニュアンスを書き加えました。

事務局： 以前の会議では高校生世代の子が大学世代になったときに、そこで断絶しないような、継続的仕掛けづくりをうまく絡められるとよいのではないかという意見がありました。

工藤委員長： TCPをはじめ、成功モデルである高津高校の高校生活での活動が、大学生まで継続できたらいいという表現をここは加えていただいたと思います。では、第7節は何か変えられましたか。

事務局： 特に変えていません。

工藤委員長 第7節の総括の視察のところは、第5章の総括と文章が被ってくると思いますので、第5章の執筆後に事務局と相談させてください。

事務局： はい、かしこまりました。

工藤委員長： では第4章は第2章の課題を踏まえた上での提言という仕掛けだと思います。また、加えていただいたところ等々を中心にお話ししていただければと思います。

第1節は、家庭のところが館委員のところですか。初見になるかと思しますので、よろしくをお願いします。

館委員： 家庭における社会参加の促進に向けた仕掛けということで、3つの項を記載しています。もともとの割当てだと第4項までありましたが、第4項の中身が第2、3項と内容的に重複する部分が多かったので、第4項を外しました。

まず、第1項が、学校や地域、行政の取り組み、活動拠点の情報周知ということで、先ほど、第1章第3節で川崎市ではいろんな取組をしていると言っていますが、ほとんどそういう取組が知られていない現状があるので、その情報周知を第1項で説明しています。社会参加につながるような、行政や市民団体の活動を

紹介する、情報ポータル構築が必要というところを記載しています。

ポイントは、参画のはしごの統合とインタラクティブなレコメンド機能というところ。単純に紹介していても見るための動線がないと結局誰も見ないという話になるので、情報ポータルを活用する対象は、例えば市民館等の学校は地域のコーディネーター的な役割です。さっき言っていた地域教育会議には必ずコーディネーターがいるので、市民館や地域コーディネーターのような社会参加に意識が向いている方や意識が向きそうな方に、より情報を提供しやすくするシステムが一つあったらいいと思います。ただ、そのターゲットが全くここで言及されていないと思ったので、市民館の人や地域教育コーディネーターの人向けといった利用者の追記をしたいと思っています。保護者や子どもたちにも利用してもらえるといいと思いますが、なかなか難しいのかなとも思っているため、利用者を明確にしたいです。

情報の更新は、できるだけフレッシュな情報を載せたほうがいいと思いつつも、こういったシステムを行政で運用しようとする、予算的に頻りに更新できず、なかなかリアルタイムに情報を発信できないというところが課題だと思うので、システムにそういった情報を載せる団体にもメリットが出るような形にする必要があると思います。一つ考えられるのは、CMSの共同編集者に、しっかり身分の確認が取れた市民団体の代表を登録して、共同編集という形で、市民と行政が一体となって運営できるような情報ポータルサイトができたらいいと思います。

また、マルチチャンネルでのプロモーションというところは、なかなか行政の中でそういった生の声の記事になっているのを私は見たことがないので、そういったところも含めて、情報ポータルを構築できると、一つ情報収集につながっていくと思いをまとめました。

第2項は親子で参加可能な社会参加に向けた導入的イベントの開催ということで、先ほどマトリックスで分析した、はしごの1段目と2段目の取組が少ないというところを受けての話です。従来は町内会等が主導的になって様々なイベントをやっていましたが、町内会も高齢化が進み、大きな仕掛けができないというところもあるので、そこを補完する形で地域教育会議、地域学校協働本部があると思っています。またPTAのような、できるだけ世代の若い人と連携を組んで導入的イベントをやってみたらどうでしょうかという提案がこのファミリーデーの導入というところになっています。

あとは、初心者向けワークショップの開催ということで、さきほど子どもの権利を理解しない無理解な大人や保護者が子どものやる気をそぐというところをお話ししましたが、そこにつながる話で、大人のパートナーとしての子どもだよというところ、一定そこには保護者のエゴみたいなものが当然入ってくるわけで、それはゼロにはできないと思いますが、別にゼロにするのが目標ではなく、うまくパートナーとして付き合いできるところは付き合っていこうという意味においての子ども権利の重要性というのは誰もが認めることだと思います。子どもの権利の認知度が低いというのは、従来から言われていて、それに対する取組もされていますが、改めてここでは初心者向けワークショップの開催ということで、

保護者に対しての理解促進というところを、提言しました。

具体的には、今、青少年支援室のほうで子どもの権利の理解促進のためにドリルをつくっていますので、そちらを活用した啓発活動も言及しています。これはイメージが湧きにくいと思うので、青少年支援室のほうからドリルの画像頂きながら、中身を拡充したいと思っていますところ です。

第3項は、「大人の繋がり」の創出です。ここは、結局、大人の社会参加に対する消極性が子どもに波及しているという課題の解決のためにできるだけ大人が積極的に、より社会参加できるような仕掛けが要るところで書いています。一つは子どもの権利ドリルを使ったワークショップのPTAの家庭教育学級での実施や、子ども会が参加している川崎市のネットワーク推進会議にも話を持っていくことで、全市的に理解促進や社会参加への機運醸成につながっていくと思い書きました。最後の共同プロジェクトの推進ということで、何となく参加しようというふうと思う人もいる一方で、明確に課題解決の意思を持って活動を起こそうと思う人も一定数いると思いますので、ここを一つの例として挙げているのは、第1章第2節で子どもの居場所に触れましたがそこにつながる話として、不登校児童生徒の居場所づくりを一つ、共同プロジェクトとして記載しました。

具体的には、今、全国的な活動を展開しているトーキョーコーヒーという有名な団体がいて、川崎市にも拠点が幾つか立ち上がっている団体で、このトーキョーコーヒーという名前自体が、不登校、登校拒否の文字を入れ替えたアナグラムになっており、問題は子どもの不登校ではなく大人の無理解に原点を置いて、少しでも解消していこうという形で取り組んでいる団体です。あえてトーキョーコーヒーの名前を出しているのは、結局、PTAも地域教育会議もノウハウがないと思っています。何か新しい取組や大人の繋がりを創出しようとしても、どうしても昔ながらのやり方しかノウハウとして持っていない部分もあるので、トーキョーコーヒーと組むことがゴールではなく、トーキョーコーヒーのような団体からノウハウを吸収することで、PTAや地域学校協働本部、地協の取組に新しい可能性を与えることができるという趣旨で、ここでは記載しています。

最後、中学校区や行政区子ども会議の発展というところは、先ほどのマトリクス分析の⑦や⑧の取組が少ないというところの一つ提言になります。⑦や⑧の取組が少ないというのは、要は、大人が子どもをまだまだパートナーとして認識できていないということの表れだと思っています。ここは川崎市ならではだと思いますが、20年も前に子どもの権利に関する条例ができ、それを受け子ども会議が立ち上がって取り組んでいるという活動をどんどん発展させて、子どものほうからむしろ大人を巻き込む活動を発展させていく必要があると思います。これは⑦と⑧の取組も増やしていくということにほかならないが、そういったところで今回記載のほうをさせていただきました。私からは以上です。

工藤委員長： ありがとうございます。家庭からの仕掛けということで、1個、大きなところというと、ポータルのあたりからシステム化をしっかりとっていくことに加え、定期的なプロモーション等々が前半のお話だったと思います。

第2節は、ファミリーデイや、入り口のところのワークショップ、初心者向けの仕掛けに加え、PTAと一緒に巻き込んでいくというところで、さらにトーカーコーヒー等々、ノウハウを中学校区で子どもから大人を巻き込んでいくという提言だったと思いますが、皆様のほうからいかがでしょうか。

前川委員： ファミリーデイの導入の話で御説明いただいた上で、これは今あるかわさき家庭と地域の日とは別物ということですかね。

館委員： そうですね。意図としては、「ファミリーデイは、広域で開催するのが相応しく、行政区PTAや行政区地域教育会議と連携すると良いでしょう」というふうに書いてあるのが実は狙いの一つですが、その中で、既に行政区の地協等で何かしらイベント事やっていて、なおかつそれがはしごの①や②に該当するものであれば、いいと思っていますが、さっきも言ったように、そもそも取組自体が少ないという分析結果が出ているので、改めてここでファミリーデイを書いているという意図です。

前川委員： つまり、何か特定の日を設けて休みにしようというよりかは、行事を、いわゆるこの取組の①、②に相当するようなイベントをやっていきましょうということですね。

館委員： そうです。従来、地域ぐるみでやっていたところを補完するような形ですね。

前川委員： はい、分かりました。

工藤委員長： その他はいかがでしょう。

事務局： （第1項の情報ポータルの部分に関連して、事務局から、既存のポータルサイトについて説明。生涯学習財団が運営する指導者・人材情報ページと団体グループページの概要や登録団体数について説明）

館委員： 説明ありがとうございます。事務局が説明したポータルサイトは、特定の目的を持った一般の方が利用されるサイトかと思います。こういったサイトは目的意識がないとそもそも見に来ないと思うので、今回の提言で述べる情報ポータルのターゲットは、市民館の人、市民館にある生涯学習支援課の人や各中学校区にある地域教育会議の地域教育コーディネーターの方々とし、これらの方々に積極的に使ってもらおうという形のポータルサイトをイメージして書かせてもらいました。事務局の話を受け少し加筆します。

工藤委員長： ありがとうございます。そもそも目的意識がないとまず開かないし検索しないというところをどうやって開いてもらうか、関心を持ってもらうかとい

うところの入り口ですよね、

では 第4章第2節の学校における社会参加を山川先生、よろしくお願ひ
します。

山川委員： 第2項で、岡山以外で実践があるといいというアドバイスをいただいたので、
事務職員が岡山以外にも位置づけていることと、栃木県においては、教員自身
に社会教育主事の資格を有する者が挙げられていて、昭和61年から養成されて
おり、そのことで意識が高くなっていることを加筆しました。

第3項のボランティア体験実習の単位化の1単位取得というところで、調査
書などに認定する制度を取り入れている高校もあることを加筆しました。

第4項は、小学校、中学校のカリキュラムを可視化することで意識が変わっ
てくるということと、一つの高校で収束するのではなく、いいものは横展開し
ようというところを書き加えました。

第5項の最後では主体的に学ぶ意識が教員に足りないというようなところを
書いています。

また第2項で、土橋小のことを入れたらどうかという意見がありましたが、
私のほうで調べ切れなかったので加筆していません。

工藤委員長： ありがとうございます。基本的に第1項はそのままで、第2項は、事務職
員が地域と既に連携している鳥取、徳島、滋賀等々、あと、栃木県は社会教
育主事の資格を有している人が既におり、意識が違っているというところが
付け加わったところですかね。

第4項は、地域と学校が協働しているカリキュラムを可視化することによ
って、より協働していける、プラス、横のつながりを強調していただいたと
いうところですかね。土橋小のところは加筆必要でしょうか。

香山委員： 提言となる仕掛けとなればいから、土橋小のことはそんなに具体化しなく
てもいいかもしれないね。可能な範囲で話を聞くということで。

工藤委員長： 承知しました。次に第3節、香山委員お願いします。

香山委員： 前回は第3節の第1、2、3項という構成でしたが、第2項が前川委員と重
複するので第3節から削除しています。細かなところは文言修正しております
が、大事なところは第2項青少年の社会参加に係る地域社会への期待という項
目で、地域における社会参加を考えたとき、活動拠点や人材に係る新たな工夫、
仕掛けについての検討は避けて通れない重要な項目だが、それが具申書の構成
上、後の行政におけるそれや行政への要望等々、大きく重複するので、その詳
細は次節に譲るとして、ここでは、そうした社会参加の舞台となる地域社会へ
の期待を記しています。

工藤委員長： 前回のところ修正や、文言が変わっている部分はあると思います。
では、最後第4節行政のところを前川委員お願いします。

前川委員： はい。香山委員の削除した第3節第2項を受けて、第4節第1から4項に入れています。それから、前後の文脈等で文言をいじっていますが、例えば削除した第3節第2項の話で、区内に1個の所管をという話があったので、それは第4節第1項に入れています。人材の話等々については第3項のインターシップのところより詳しく論じていて、スキルアップの必然性については第4項に、それぞれ入っています。そのため香山先生に書いていただいた第3節第2項を第4節の該当箇所に入れながら、調整をした形になります。

工藤委員長： ありがとうございます。ちなみに、先ほどの館委員の第1章第3節ロジャー・ハートの事業の橋渡し役の具体的ところが第4節の提言として入るといっていいのでしょうか。

前川委員： そうですね。恐らく、第4節の第2項のネットワークづくり論に、入れられたらいいと思っています。

工藤委員長： 館委員いかがでしょうかね。視点として。

館委員： そうですね。第2項の青少年支援を行う地域団体同士の連携支援（ネットワークづくり）が一番近いかなと思います。ここの中に入れられるように考えてみたいと思います。

工藤委員長： ありがとうございます。ここは前川委員と館委員で連絡を取りながら追加を進めていただくということよろしいですかね。

館委員： はい、お願いします。

工藤委員長： もちろんまだ細かいのはあるかもしれませんが、方向性はこのような形でそれぞれ若干修正等々を付け加えるかと思しますので、それを踏まえた上で次のステップに行くということよろしいでしょうかね、皆さん。ありがとうございました。

これらを受けて最終的な意見具申書がまとまってから、私は総括のところでもまとめます。それでは、終わりになりますので、事務局に戻します。

3 閉 会

- ・事務連絡